

令和 8 年 8 月
国 税 庁

「国税通則法施行規則第 15 条第 1 項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 23 号）」の概要

令和 8 年度税制改正等により、国税通則法施行規則第 15 条第 1 項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成 28 年国税庁告示第 7 号）の一部を改正するものである。